

公益社団法人日本地下水学会 慶弔規程

2012年12月15日 制定

2015年10月17日 改定

2023年12月 9日 改定

(適用)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地下水学会（以下「この法人」という）の役員、旧役員、職員、社員および会員に慶弔のあったときの支給金および支給物等について定めたものである。

(支給金)

第2条 この法人は慶弔金および見舞金を支給しない。

(慶事)

第3条 この学会の役員、旧役員、職員、社員および会員に顕著な慶事があった場合は、総務委員長の判断により、次の中から祝意を表すことができる。

- (1) 祝電を送る
- (2) ホームページに吉報等を掲載する
- (3) 日本地下水学会誌に吉報等を掲載する

(祝意の実施)

第4条 前条の各号については、いずれの場合も、その事実またはその通知をこの学会の事務局が確認した場合のみ実施する。

(弔事)

第5条 この学会の役員、旧役員、職員、社員および会員の逝去に際しては、総務委員長の判断により、次の中から弔意を表すことができる。

- (1) 弔電を送る
- (2) 供花を送る
- (3) ホームページに訃報等を掲載する
- (4) 日本地下水学会誌に訃報等を掲載する

(弔意の実施)

第6条 前条の各号については、いずれの場合も、その事実またはその通知をこの学会の事務局が確認した場合のみ実施する。

(費用)

第7条 祝意または弔意の実施にかかる費用は、合計20,000円程度以内とする。

(その他の実施)

第8条 前各条に定めのないものでも、状況によりこの法人の総務委員長が必要であると認められた場合は会長の判断により、祝意または弔意の実施をすることができる。

(附則)

第9条 この規程の制定もしくは改定は、理事会で決定する。

第10条 この規程は、2012年12月15日から施行する。

第11条 この規程は、改定のあった日をもって有効とする。